

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」 への意見

2019年5月27日

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
個人データ保護専門委員会

現行の個人情報保護法が全面施行されてから、約2年であり、企業としては、個人情報保護法の主旨を真摯に受け止め、個人情報保護の実効性を高めることが重要と考え取り組んでいると考えられる。

一方、社会全体でのデジタル革新、自由な越境移転を意識した国際的制度調和、データ活用の拡大、デジタル技術の進展を踏まえた、法改正の継続的な検討において、特に個人の権利利益の侵害リスクを許容できなくなった場合、その抑止のための立法措置の検討は必要であると認識している。

以上のような観点から、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対し、個人情報の有用性と社会的意識との均衡のとれたバランスを意識し、以降9項目について、意見を述べる。

第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方

【意見1 (P17)】(3) 開示請求

・個人データの自由な流通・利活用を確保し、データポータビリティ権との調和を図る観点からも、EUと同様に事業者にとって負担が少ない「電磁的形式による開示（電子データのダウンロード等）」でも開示が可能であることを政令やガイドラインにおいて明確化を希望する。

なお、事業者間のデータ移転の義務付けやデータフォーマット変換の義務付け等、事業者の過剰な負担となるような措置については慎重に議論いただきたい。

(理由)

・個人データは通常、システム上で管理しているため、書面開示よりも電磁的開示の方が事業者のコスト負担が少ない場合があるため。

【意見2 (P18)】(4) 利用停止等

・利用停止等に関して個人の権利の範囲を広げる見直しの方向性については、社会認識としては妥当と考える。

しかしながら、利用停止等の拡大範囲については、EUのGDPRも参考にしつつ、保護と利活用のバランスを十分に考慮した範囲にして頂きたい。また、権利の濫用等によって事業

者に過度な負担が生じないよう、慎重な検討をお願いしたい。

(理由)

- ・日本及び企業が真にグローバルパートナーとなるため、また Society5.0 実現のための課題として挙げられている「プライバシー」を大切にするのであれば、法令を通じて個人の権利を認めることが、総合的な企業利益に繋がると考えるため。

第2節 漏えい報告の在り方

【意見3 (P23)】(1) 基本的考え方

- ・漏えい報告については、我が国においては、多くの事業者において適切に対応されていると認識しており、現時点で義務化を法制度として設ける必要性は薄いものと考えられることから、慎重にご検討をいただきたい。

漏えい報告を義務化するのであれば、軽微な案件（例えば個人情報データベース等から帳票に印字された個人データ数件の紛失）については報告不要とする等、報告軽減措置の拡大を検討いただきたい。

(理由)

- ・多くの事業者において適切に対応されており、軽微な案件について報告要とすることは、個人の権利利益を侵害するリスクに比べて過剰な対応であるため。
また、EU の GDPR では「個人データ侵害により個人の権利や自由に対するリスクが生じ得ない場合」は報告不要としているため。

第3節 個人情報保護のための事業者における自主的な取り組みを促す仕組みの在り方

【意見4 (P32)】(2) 民間の自主的取組の推進

- ・プライバシー影響評価については、中間整理に記載のとおり、民間の自主的な取り組みを推進することに賛同する。

(理由)

- ・事業者が、消費者の信頼を獲得するために情報漏えい等のリスクを自ら評価し、事前に対策を講じることを対外的に明らかにすることは重要な取り組みである。加えて、OECD ガイドラインがプライバシー評価やアカウントビリティを促進する役割を果たしていること、GDPR が DPIA を取り入れていることとも整合するため。

第4節 データ利活用に関する施策の在り方

【意見5 (P40)】(2) 「仮名化」の検討

- ・仮名化データの定義・取扱いについては、EU の GDPR で定義されている Pseudonymous Data

等と国際的な調和を図ることを期待する。その際、現行法においては匿名加工情報制度が存在することから、仮に「仮名化」が制度化されることとなれば、制度が複雑化・多層化することとなるため、ニーズ等を踏まえ、仮名化データを使われるためには本人・事業者にとって分かりやすい規律とすることが望ましいと考える。

また、仮名化による個人情報保護上の事業者の義務の軽減について、十分検討いただきたい。

(理由)

- ・仮名化により個人情報保護法上の事業者の義務が軽減されるのであれば、事業者におけるより一層のデータの利活用が期待されるため。

【意見 6 (P41)】 (5) ターゲティング広告を巡る対応の在り方

- ・自主ルールを執行可能な形とすることについては、慎重にご検討をいただきたい。

(理由)

- ・自主ルールについては、あくまで事業者の発意に基づく、法に基づく規律を超えた自主的な取組として位置付けられるものであり、法により要求される規律そのものではなく、執行機関によるペナルティ・サンクションを背景とした指導・執行等を前提としたものとはすべきものでないため。

第 5 節 ペナルティの在り方

【意見 7 (P46)】 4. 検討の方向性

- ・故意に個人情報を目的外利用したり、流出させたりするような悪質な事業者に対しては法執行を強化すべきと考える。

他方、ウェブサイトの脆弱性をついた不正アクセス等の被害を受けた事業者に対しては、リスクに応じた改善指導等は妥当であるが、不正アクセスを行った者に対する法執行こそを強化すべきであり、被害を受けた事業者に対する過度な法執行は行うべきでないと考える。

上記のように、現行の法的枠組みの中で意図的な非遵守に対する法執行を強化すべきであり、課徴金制度導入や罰則の引上げは個人情報を適切に活用する事業活動の委縮を招き、ひいては国民生活の向上を阻害するおそれがあるため、慎重に検討すべきである。

また、個人情報保護委員会による事業者に対する報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置のうち重要なものについては、事業者における意識向上のためにも、その概要を公表するよう希望する。

(理由)

- ・一部の不適切な事業者による意図的な非遵守を是正することによって、個人の権利利益を保護するとともに、個人が事業者に対して抱く不安の軽減に繋がるため。

また、課徴金制度導入や罰則の引上げは個人情報を適切に活用する事業活動の委縮を招き、ひいては国民生活の向上を阻害するおそれがあるため。

第6節 法の適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

【意見8 (P54)】(3) 越境移転の在り方

- ・諸外国による過度なデータローカライゼーション規制に対し、日本政府として、国際機関と連携しながら、その緩和・撤廃に積極的に働きかけて頂きたい。

(理由)

- ・日本企業が、国内から海外への事業展開を加速する時代にあつて、かつ、グローバルに進むデータエコノミーの時代にあつて、自由なデータの越境流通は、事業面でも不可欠の条件と考えるため。

第7節 その他の論点

【意見9 (P56)】第7節 その他の論点

- ・個人情報保護委員会が行政機関や自治体における個人情報取扱いについても所管し、監督権限を持つことにより、自治体ごとに異なる個人情報保護条例の問題等に対処して頂けるよう、他省庁とも連携しつつ、法改正の検討を希望する。

(理由)

- ・現状、自治体ごとに個人情報保護条例の内容が異なるなど、自治体向システム事業を行っている事業者等を中心に法令遵守コストが高くなっているため。

以 上